

## 一宮市立市民病院未収医療費等回収業務委託仕様書

1. 委託業務名 一宮市立市民病院未収医療費等回収業務
2. 委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
3. 委託目的  
本業務は、一宮市立市民病院（以下、当院とする）における未収医療費等対策の一環として、弁護士法人又は法律事務所（以下、受託者とする）に未収医療費等回収業務を委託することにより、その専門的知識や経験を積極的に活用し、未収医療費等の縮減及び回収促進による病院の経営安定化を図ることを目的とする。
4. 委託内容
  - (1) 文書の送付、電話等による未収医療費等請求業務
  - (2) 死亡債権等、保証人や相続人への未収医療費等請求業務
  - (3) 支払方法等の相談業務
  - (4) 債務者や保証人、相続人等からの入金に係る業務
5. 委託業務の報告
  - (1) 随時報告  
受託者は、委託した未収医療費等について回収が行われた場合は、随時当院に報告するものとする。また債務者等から苦情等が発生した場合も同様に随時報告するものとする。なお報告の方法については両者協議の上で取り決める。
  - (2) 期末報告  
受託者は、委託期間終了時点において、委託した全ての未収医療費等について、債務者等との交渉履歴や入金経過等の委託業務実施結果を当院に報告するものとする。なお報告の方法については両者協議の上で取り決める。
6. 回収金の支払い  
受託者は、本業務委託により回収した未収医療費等について、何ら差し引くことなく全額を当院の指定する口座に送金するものとする。なお送金の頻度については両者協議の上で取り決める。
7. 委託費用  
当院は、本業務委託により委託した未収医療費等のうち、当院に送金された額に報酬率を乗じた額を受託者に支払うものとする。この報酬率には業務に必要な人材、機材等に関する費用及び請求書作成に関して付随する事務費、印刷費用等の消耗品費、郵送料や通信費等の役務費その他一切の諸経費を含んだものとする。
8. 契約解除及び賠償金  
当院及び受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する時は、本業務委託契約を解除できるものとする。またこの場合において、解除を申し立てた者に損害が発生したときは、相手方に賠償を請求できるものとする。

- (1) 契約書及び本仕様書の条項に違反したとき
- (2) 本委託業務に関し不正な行為があったとき
- (3) 正当な理由無く故意に契約の履行を遅延し、履行の見込みがないと認められるとき
- (4) その他、前各号に類する不信用な事実があるとき

#### 9. その他

- (1) 受託者は、本委託業務の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、一宮市個人情報保護条例（平成12年条例第3号）、一宮市情報セキュリティポリシー及び一宮市特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインその関係法令を遵守し、知り得た個人情報については外部漏えいやき損、滅失することのないよう必要な措置を講じるものとする。これは契約期間のみならず、準備期間や契約終了後においても同様である。
- (2) 受託者は、回収金の管理保全のため必要な措置を講じるものとする。本委託業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により当院に損害が生じたとき、当院は受託者に対し損害賠償を請求できるものとする。
- (3) 受託者は、事故が発生したときは、直ちに当院に連絡するとともに、その顛末と再発防止策を文書にて速やかに報告するものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、あらかじめ当院の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本契約の締結については一宮市における令和3年度予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合は、契約は締結されないものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項に関しては、両者協議の上決定するものとする。